

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

セーフティネット保証5号の指定業種の追加

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年4月10日～令和2年6月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

| 通番 | 日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細 分類番号 | 指定業種名 |
|----|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 0621 | 土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く) |
| 2 | 0712 | 型枠大工工事業 |
| 3 | 0731 | 鉄骨工事業 |
| 4 | 0732 | 鉄筋工事業 |
| 5 | 0794 | 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く) |
| 6 | 0795 | 防水工事業 |
| 7 | 0799 | 他に分類されない職別工事業 |
| 8 | 0973 | ビスケット類・干菓子製造業 |
| 9 | 0974 | 米菓製造業 |
| 10 | 1011 | 清涼飲料製造業 |
| 11 | 1032 | コーヒー製造業 |
| 12 | 1145 | 織物手加工染色整理業 |
| 13 | 1151 | 綱製造業 |
| 14 | 1194 | 帆布製品製造業 |
| 15 | 1197 | タオル製造業 |
| 16 | 1226 | 繊維板製造業 |
| 17 | 1423 | 機械すき和紙製造業 |
| 18 | 1432 | 段ボール製造業 |
| 19 | 1441 | 事務用・学用紙製品製造業 |
| 20 | 1442 | 日用紙製品製造業 |
| 21 | 1453 | 段ボール箱製造業 |
| 22 | 1454 | 紙器製造業 |
| 23 | 1499 | その他のパルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 24 | 1511 | オフセット印刷業(紙に対するもの) |
| 25 | 1512 | オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの) |
| 26 | 1521 | 製版業 |
| 27 | 1531 | 製本業 |
| 28 | 1532 | 印刷物加工業 |
| 29 | 1591 | 印刷関連サービス業 |
| 30 | 1721 | 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) |
| 31 | 1799 | その他の石油製品・石炭製品製造業 |
| 32 | 1812 | プラスチック管製造業 |
| 33 | 1813 | プラスチック継手製造業 |
| 34 | 1815 | プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業 |
| 35 | 1821 | プラスチックフィルム製造業 |
| 36 | 1822 | プラスチックシート製造業 |
| 37 | 1823 | プラスチック床材製造業 |
| 38 | 1824 | 合成皮革製造業 |
| 39 | 1825 | プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業 |
| 40 | 1831 | 電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く) |
| 41 | 1832 | 輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く) |
| 42 | 1833 | その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く) |
| 43 | 1834 | 工業用プラスチック製品加工業 |
| 44 | 1841 | 軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む) |
| 45 | 1843 | 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業 |
| 46 | 1844 | 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業 |
| 47 | 1845 | 発泡・強化プラスチック製品加工業 |
| 48 | 1891 | プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業 |

| | | |
|-----|------|--|
| 49 | 1892 | プラスチック製容器製造業 |
| 50 | 1898 | 他に分類されないプラスチック製品加工業 |
| 51 | 2142 | 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業 |
| 52 | 2145 | 理化学用・工業用陶磁器製造業 |
| 53 | 2146 | 陶磁器製タイル製造業 |
| 54 | 2147 | 陶磁器絵付業 |
| 55 | 2149 | その他の陶磁器・同関連製品製造業 |
| 56 | 2293 | 鋳鉄管製造業 |
| 57 | 2322 | アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む) |
| 58 | 2481 | ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 |
| 59 | 2511 | ボイラ製造業 |
| 60 | 2521 | ポンプ・同装置製造業 |
| 61 | 2523 | 油圧・空圧機器製造業 |
| 62 | 2531 | 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く) |
| 63 | 2532 | エレベータ・エスカレータ製造業 |
| 64 | 2533 | 物流運搬設備製造業 |
| 65 | 2596 | 他に分類されないはん用機械・装置製造業 |
| 66 | 2621 | 建設機械・鉱山機械製造業 |
| 67 | 2634 | 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業 |
| 68 | 2642 | 木材加工機械製造業 |
| 69 | 2661 | 金属工作機械製造業 |
| 70 | 2694 | ロボット製造業 |
| 71 | 2721 | サービス用機械器具製造業 |
| 72 | 2735 | 分析機器製造業 |
| 73 | 2739 | その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 |
| 74 | 2911 | 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業 |
| 75 | 2912 | 変圧器類製造業(電子機器用を除く) |
| 76 | 2913 | 電力開閉装置製造業 |
| 77 | 2921 | 電気溶接機製造業 |
| 78 | 2942 | 電気照明器具製造業 |
| 79 | 3112 | 自動車車体・附随車製造業 |
| 80 | 3151 | フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業 |
| 81 | 3159 | その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 |
| 82 | 3249 | その他の楽器・楽器部品・同材料製造業 |
| 83 | 3261 | 万年筆・ペン類・鉛筆製造業 |
| 84 | 3262 | 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く) |
| 85 | 3269 | その他の事務用品製造業 |
| 86 | 3293 | パレット製造業 |
| 87 | 3297 | 眼鏡製造業(枠を含む) |
| 88 | 3923 | 市場調査・世論調査・社会調査業 |
| 89 | 4111 | 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く) |
| 90 | 4112 | テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く) |
| 91 | 4114 | 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業 |
| 92 | 4122 | ラジオ番組制作業 |
| 93 | 4151 | 広告制作業 |
| 94 | 4161 | ニュース供給業 |
| 95 | 4169 | その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 |
| 96 | 4214 | モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く) |
| 97 | 4216 | 鋼索鉄道業 |
| 98 | 4219 | その他の鉄道業 |
| 99 | 4852 | 道路運送固定施設業 |
| 100 | 5412 | 建設機械・鉱山機械卸売業 |
| 101 | 5413 | 金属加工機械卸売業 |
| 102 | 5422 | 自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く) |
| 103 | 5423 | 自動車中古部品卸売業 |
| 104 | 5492 | 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業 |
| 105 | 5519 | その他のじゅう器卸売業 |

| | | |
|-----|------|---|
| 106 | 5532 | 紙製品卸売業 |
| 107 | 5611 | 百貨店、総合スーパー |
| 108 | 5711 | 呉服・服地小売業 |
| 109 | 5891 | コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る) |
| 110 | 6023 | 陶磁器・ガラス器小売業 |
| 111 | 6033 | 調剤薬局 |
| 112 | 6063 | 新聞小売業 |
| 113 | 6064 | 紙・文房具小売業 |
| 114 | 6082 | 時計・眼鏡・光学機械小売業 |
| 115 | 6811 | 建物売買業 |
| 116 | 6812 | 土地売買業(投機を目的としないものに限る) |
| 117 | 6821 | 不動産代理業・仲介業 |
| 118 | 6911 | 貸事務所業 |
| 119 | 6919 | その他の不動産賃貸業 |
| 120 | 6941 | 不動産管理業 |
| 121 | 7019 | その他の各種物品賃貸業 |
| 122 | 7261 | デザイン業 |
| 123 | 7272 | 芸術家業 |
| 124 | 7292 | 翻訳業(著述家業を除く) |
| 125 | 7293 | 通訳業、通訳案内業 |
| 126 | 7299 | 他に分類されない専門サービス業 |
| 127 | 7429 | その他の土木建築サービス業 |
| 128 | 7431 | 機械設計業 |
| 129 | 7461 | 写真業(商業写真業を除く) |
| 130 | 7894 | ネイルサービス業 |
| 131 | 7963 | 冠婚葬祭互助会 |
| 132 | 7992 | 結婚相談業、結婚式場紹介業 |
| 133 | 7999 | 他に分類されないその他の生活関連サービス業(易断所、観相業及び相場案内業を除く。) |
| 134 | 8065 | ゲームセンター(スロットマシン場を除く) |
| 135 | 8092 | マリーナ業 |
| 136 | 8242 | 書道教授業 |
| 137 | 8243 | 生花・茶道教授業 |
| 138 | 8246 | スポーツ・健康教授業 |
| 139 | 8249 | その他の教養・技能教授業 |
| 140 | 8311 | 一般病院 |
| 141 | 8312 | 精神科病院 |
| 142 | 8321 | 有床診療所 |
| 143 | 8322 | 無床診療所 |
| 144 | 8331 | 歯科診療所 |
| 145 | 8351 | あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 |
| 146 | 8361 | 歯科技工所 |
| 147 | 8422 | 精神保健相談施設 |
| 148 | 8531 | 保育所 |
| 149 | 9092 | 時計修理業 |
| 150 | 9111 | 職業紹介業(芸ぎ周旋業を除く。) |
| 151 | 9121 | 労働者派遣業 |

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号(マージャンクラブを除く。)及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。

雇用調整助成金の申請書類を簡素化します

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図ります。

記載事項を約5割削減 73事項→38事項に削減(▲35事項)

- 残業相殺制度を当面停止(残業時間の記載不要に)
- 自動計算機能付き様式の導入により記載事項を大幅に削減

記載事項の大幅な簡略化

- 日ごとの休業等の実績は記載不要(合計日数のみで可)

添付書類の削減

- 資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止
- 休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
- 賃金総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止(システムで確認)

添付書類は既存書類で可に

- 生産指標→「売上」が分かる既存の書類で可
- 出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可

計画届は事後提出可能(～6月30日まで)

【計画届に必要な書類】(休業の場合)

| 書類名 | 簡素化内容(記載事項29事項→21事項 (▲8事項)) |
|--|---|
| 様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届 | ・ <u>事後提出</u> (申請時に提出)を <u>可能に(～6/30(火)まで)</u> |
| 様式第1号(2) 雇用調整事業所の事業活動の 状況に関する申出書 | ・ 確認書類は「売上」が分かる <u>既存書類のコピーで可</u> (<u>売上簿、営業収入簿、会計システムの帳票</u> などで可) |
| 様式第1号(3) 休業・教育訓練計画一覧表 | ・ 作成不要(様式第5号(3)として提出可) |
| 様式第1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指 標の状況に関する申出書 | ・ 作成不要 |
| 確認書類① 休業協定書・教育訓練協定書 | ・ 労働者代表選任届に添付を求めていた <u>個別の委任状を 不要に</u> |
| 確認書類② 事業所の状況に関する書類 | ・ <u>既存の労働者及び役員名簿のみで可</u> ・ <u>中小企業の人数要件を満たせば、資本額を示す書類は 不要に</u> |

【支給申請に必要な書類】(休業の場合)

| 書類名 | 簡素化内容(記載事項44事項→17事項 (▲27事項)) |
|--|---|
| 様式第5号(1) 支給申請書 | ・ 自動計算機能付き様式とし、 <u>記載事項を大幅に削減</u> ・ 事業所の所在地等の <u>記載は省略可</u> |
| 様式第5号(2) 助成額算定書 | ・ 自動計算機能付き様式とし、 <u>記載事項を大幅に削減</u> ・ <u>残業相殺の停止</u> により、 <u>残業時間の記載不要に</u> |
| 様式第5号(3) 休業・教育訓練計画一覧表及 び所定外労働時間等の実施状 況に関する申出書 | ・ <u>日付毎の記載は不要</u> とし、 <u>日数合計のみで可</u> ・ <u>残業相殺の停止</u> により、 <u>残業時間の記載不要に</u> |
| 共通要領様式1号 支給要件確認申立書 | ・ 「はい」「いいえ」を <u>簡易に回答可能な様式に変更</u> |
| 確認書類① 労働保険料に関する書類 | ・ 添付不要 |
| 確認書類② 労働・休日及び休業・教育訓 練の実績に関する書類 | ・ 出勤簿、タイムカード以外にも、 <u>手書きのシフト表などでも可</u> ・ 給与台帳以外にも、 <u>給与明細の写しなどでも可</u> |



新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

| 特例以外の場合の雇用調整助成金 | 新型コロナウイルス感染症特例措置 |
|---|---|
| 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 | <p>緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、全国で以下の特例措置を実施</p> |
| 生産指標要件 3か月10%以上低下 | 生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下) |
| 被保険者が対象 | 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める |
| 助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業) | 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は 9/10 (中小)、3/4 (大企業)) |
| 計画届は事前提出 | 計画届の事後提出を認める (1月24日～ 6月30日まで) |
| 1年のクーリング期間が必要 | クーリング期間を撤廃 |
| 6か月以上の被保険者期間が必要 | 被保険者期間要件を撤廃 |
| 支給限度日数 1年100日、3年150日 | 同左 + 上記対象期間 |
| 短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業) | 短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和 (1/40(中小)、1/30(大企業)) |
| 残業相殺 | 残業相殺を停止 |
| 教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円 | 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合 9/10 (中小)、3/4 (大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円 (大企業) |

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

| 助成内容のポイント | 中小企業 | 大企業 |
|--|-----------------|--------|
| ①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2) | 助成率 | |
| 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 | 4/5 | 2/3 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主 | 9/10 | 3/4 |
| ②教育訓練を実施したときの加算 | 加算額 | |
| 教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5 | 2,400円 | 1,800円 |
| ③支給限度日数 | 限度日数 | |
| 通常時 | 1年間で100日 | |
| 緊急対応期間 | 上記限度日数とは別枠で利用可能 | |
| ④雇用保険被保険者でない方 | 助成率 | |
| 雇用保険被保険者でない方を休業させる場合 | 上記①の助成率と同じ | |

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。



【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から**令和2年6月30日**まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を上げます **NEW**
【中小企業: 2/3から**4/5**へ】【大企業: 1/2から**2/3**へ】
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の**上乘せ**をします **NEW**
【中小企業: 4/5から**9/10**へ】【大企業: 2/3から**3/4**へ】
 - ア **1月24日**から**賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等**(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)を**していないこと**
 - イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、**比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数と比して**4/5以上****であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします **NEW**
教育訓練が必要な被保険者の方について、**自宅でインターネット等を用いた教育訓練も**できるようになり、**加算額の引き上げ**を行います。【中小企業: **2,400円**】【大企業: **1,800円**】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ 新規学卒採用者等も対象としています
新規学卒採用者など、**雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者**についても助成対象としています。
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます **NEW**
「**緊急対応期間**」に実施した休業は、**1年間に100日の支給限度日数とは別枠で**利用できます。
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象**とします **NEW**
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。
ただし、①生産指標の要件緩和については、
緊急対応期間である**令和2年4月1日**から**令和2年6月30日**までの休業等に適用されます。

- ① 生産指標の要件を緩和します **NEW**
 - ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で**10%の減少**が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを**5%減少**とします。
 - イ 生産指標の確認期間を3か月から**1か月**に短縮しています。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で**増加していても**助成対象としています
- ③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています
過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から**1年を経過していなくても助成対象**としています。
- ④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています
(※この場合の、生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比べます。)
- ⑤ 休業規模の要件を緩和します **NEW**
休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを**1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和**します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。

- ① 事後提出を可能とし提出期間を延長します **NEW**
すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、**令和2年6月30日**までは、事後に提出することが可能です。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします **NEW**
短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、**事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し**、活用しやすくします。
- ③ 残業相殺制度を当面停止します **NEW**
支給対象となる休業等から**時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止**します。

【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
(例: 客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
(例: ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
(例: 8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+**上乗せ**助成
- ・教育訓練加算額UP

緊急対応期間

令和2年4月1日

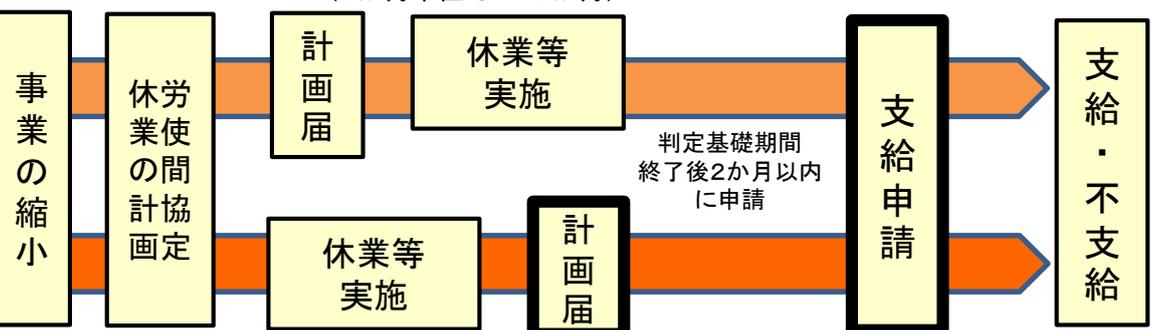
- ・対象労働者の**拡大**
- ・支給限度日数は**別カウント**

令和2年6月30日

◆支給までの流れ

1~3判定基礎期間
(1か月単位で1~3か月)

【通常時】



【計画届事後提出時】

